

栃木県次期プラン策定要綱

1 次期プラン策定の趣旨

栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」は、本県の将来像として「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」を掲げた、5年間（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）の県政の基本指針であり、現在、その実現に向け、各プロジェクトに全力で取り組んでいるところである。

我が国においては、人口減少・少子高齢化による労働力・地域の担い手不足、気候変動によるリスクの高まりのほか、デジタル化の急速な進展など、これまでにない時代の大きな変化が生じている。

こうした社会経済環境の変化を的確に把握し、課題を乗り越え、県民と一緒にこれからのとちぎづくりを進めていくための共通の目標と戦略を掲げる県政の基本指針が必要であることに変わりはない。

県では、引き続き、様々な課題に適切に対応し、本県の持続可能な発展と豊かで安定した県民生活の実現を図るため、新たな県政の基本指針となるプラン（以下「次期プラン」という。）を策定する。

2 次期プランの性格と役割

次期プランは、中長期的な展望の下、県民とともに目指す本県の将来像を描き、その実現に向けた政策展開の基本的な方向性を明らかにするとともに、今後5年間の目標や重点的かつ戦略的に取り組む施策を示す県政の基本指針とする。

また、県民や行政、NPO、企業、団体など、地域社会のすべての構成員が、課題認識や価値観を共有しながら、将来像の実現を目指し、ともに歩んでいくための共通の目標という役割も担うものとする。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付ける。

3 次期プランの計画期間

次期プランの計画期間は、21世紀中頃を展望した、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。

4 次期プランの内容

次期プランに記載する内容・項目は、次のとおりとする。

- (1) 中長期的な展望を踏まえた本県の目指すべき将来像
- (2) 将来像の実現に向けた政策展開の基本的な方向性に関する事項
- (3) 今後5年間の目標とその達成のために重点的かつ戦略的に取り組む施策に関する事項
- (4) その他次期プランを推進するために必要な事項

5 次期プランの策定体制

次期プランの策定に当たっては、県議会をはじめ、広く県民の意見等を求めるとともに、策定事務を円滑に進めるため、策定体制を次のとおりとする。

(1) 次期プラン策定懇談会の設置

「4 次期プランの内容」に掲げる事項等について、意見を求め、それらを次期プランに反映させるため、知事が委嘱する学識経験者等の委員で構成する「次期プラン策定懇談会」を設置する。

(2) 県民からの意見の聴取

県民の意見を次期プランに反映させるため、各種広報・広聴事業を活用し、広く県民の意見を聴取するとともに、アンケート調査やパブリックコメント等を実施する。

(3) 県民への情報提供

県の広報誌やホームページ、各種の広報媒体などを活用して、次期プランの策定状況等について、県民へ情報提供を行う。

(4) 市町の意向調査

県内市町の課題や意向を把握し、それらを次期プランに反映させるため、市町長の意向調査や市町職員との意見交換等を実施する。

(5) 庁内体制の整備

ア 部局間の各種調整等を進めるため、「次期プラン策定調整会議」を設置する。

イ 次期プランの策定事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

6 その他

(1) この要綱に定めるもののほか、次期プランの策定に関し必要な事項は、別に定める。

(2) この要綱は、令和6（2024）年5月8日から適用し、次期プランの決定をもって廃止する。

とちぎ未来創造プラン及びとちぎ創生15戦略（第2期）

とちぎ未来創造プラン

令和3年度から5つの重点戦略、18のプロジェクトを推進

とちぎ創生15戦略(第2期)

令和2年度から15の戦略を推進

とちぎ未来創造プラン

とちぎ創生^{いちご}15戦略(第2期)

重点戦略1 人材育成戦略

- 1 とちぎの未来を担う人材育成プロジェクト
- 2 笑顔輝く子ども・子育て支援プロジェクト
- 3 スポーツ推進、歴史・文化芸術振興プロジェクト

- 戦略6 地域を支える若者の育成と定着促進
- 戦略9 結婚支援の充実
戦略10 妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援
- 戦略12 暮らしやすいとちぎの「まち」づくり

重点戦略2 産業成長戦略

- 1 とちぎの明日を創る産業成長プロジェクト
- 2 活力ある農林業実現プロジェクト
- 3 観光立県躍進プロジェクト
- 4 国際戦略推進プロジェクト

- 戦略1 ものづくり県の更なる発展と次世代産業の創出
戦略7 立地環境を生かした企業誘致の推進
- 戦略2 成長産業へ進化する農業の確立
戦略3 林業・木材産業の成長産業化
- 戦略4 戦略的な観光誘客
- 戦略5 海外から選ばれるとちぎの創生

重点戦略4 安全・安心戦略

- 1 危機対応力強化プロジェクト
- 2 県土強靱化プロジェクト
- 3 暮らしの安全・安心向上プロジェクト

重点戦略3 健康長寿・共生戦略

- 1 人生100年健康いきいきプロジェクト
- 2 生涯安心医療・介護プロジェクト
- 3 多様な人材活躍推進プロジェクト
- 4 誰一人取り残さない地域共生社会づくりプロジェクト

- 戦略13 健康長寿とちぎづくりの推進
- 戦略14 地域包括ケアシステムの推進
- 戦略11 多様な人材が活躍できる環境づくり

重点戦略5 地域・環境戦略

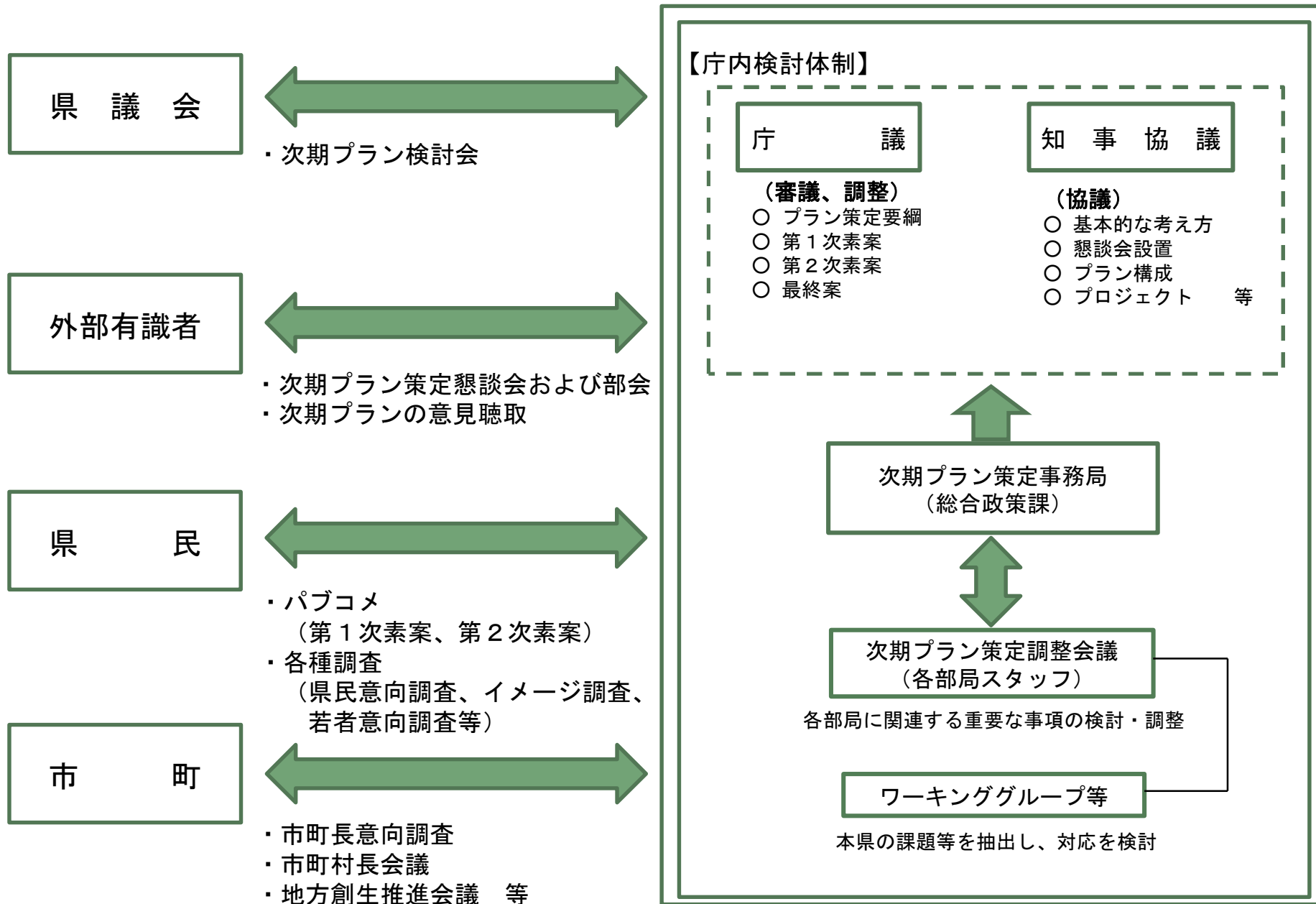
- 1 ふるさとの魅力向上プロジェクト
- 2 暮らしやすい「まち」づくりプロジェクト
- 3 環境にやさしい持続可能な地域づくりプロジェクト
- 4 未来技術を活用した新しいとちぎづくりプロジェクト

- 戦略6 地域を支える若者の育成と定着促進
戦略8 とちぎへのひとの流れの創出
戦略12 暮らしやすいとちぎの「まち」づくり
- 戦略12 暮らしやすいとちぎの「まち」づくり
- 戦略15 未来技術を活用したとちぎづくり



令和8(2026)年度から
「とちぎ未来創造プラン」の次期プランと「15戦略」の次期戦略を一本化

次期プラン策定体制



栃木県次期プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 県政の基本指針となる次期プランの策定に当たり、栃木県議会、市町村、関係団体等から幅広く意見等を聴取するため、栃木県次期プラン策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 次期プランの検討に関すること。
- (2) その他次期プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定懇談会は、委員 35 名程度をもって組織する。

- 2 策定懇談会の委員は、栃木県議会の議員、市町村の長を代表する者、関係団体の役員、学識経験のある者、公募により選考された者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、委嘱の日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第 2 項に規定する委員の公募に関する取扱いについては、知事が別に定める。

(会長)

第4条 策定懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 策定懇談会には、専門的事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の諮問に応じ、検討を行い、その結果を報告する。
- 3 部会の委員は、策定懇談会の委員のうちから、会長が指名する。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、部会の組織及び運営については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 策定懇談会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 (2024) 年 5 月 8 日から施行し、令和 8 (2026) 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の策定懇談会は知事が、最初の部会は会長が招集する。

栃木県次期プラン策定懇談会委員名簿

令和6(2024)年9月1日現在

氏名	役職等
朝野 春美	(公社)栃木県看護協会会長
池田 裕一	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
石井 大一郎	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
石崎 倫子	(株)下野新聞社宇都宮総局長
石濱 辰郎	栃木県地球温暖化防止活動推進センター事務局長
江波戸 佳子	栃木県生活協同組合連合会アドバイザー
おおしま 淳俊	宇都宮大学データサイエンス経営学部教授
おおつか 絵梨	道の駅明治の森・黒磯 駅長
おの 篤司	宇都宮短期大学人間福祉学科准教授
かなや 淳美	日光パークボランティア会長
かにえ 教子	宇都宮共和大学子ども生活学部教授
こだま 博昭	日本大学法学部教授
こばやし 圭介	栃木県CMO
こばやし 忠広	(株)セブンハンドレッド 代表取締役社長
こやま 裕三	佐野日本大学短期大学学長
こんどう 千園	公募委員
しまかわ 博行	(独)日本貿易振興機構栃木貿易情報センター所長
しみず 和幸	(一社)栃木県銀行協会会長
しろた 純子	ヤマゼンコミュニケーションズ(株) 取締役

氏名	役職等
新谷 由里子	白鷗大学教育学部教授
すか 英之	宇都宮共和大学・宇都宮短期大学学長
せきや 暢之	栃木県議会議員
たまた 純子	(一社)栃木県医師会常任理事
たにくろ 克守	(一社)栃木県建設業協会会長
たん 和子	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長(女性委員会委員長)
とばり 靖久	公募委員
なかかわ 享子	NPO法人栃木県防災士会理事
のろ 千鶴子	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授
ほしもと 真理子	とちぎの木を活かす女子の会～木輪～会長
はやかわ 公一郎	(株)足利フラワーリゾート 代表取締役社長
はやかわ 尚秀	栃木県市長会(足利市長)
ふくだ 清美	栃木県私立保育連盟会長
ふじい 昌一	(一社)栃木県商工会議所連合会会長
ほしの 光利	栃木県町村会(上三川町長)
みた 妃路佳	宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
みやした 陽子	栃木県自閉症協会会長
やまがた 修治	栃木県議会議員
わく井 要子	栃木県農業協同組合中央会農業対策部長

(以上38名・五十音順・敬称略)

次期プラン策定スケジュール

年度	月	策定懇談会等 (外部有識者等)	次期プラン検討会 (議 会)	知事協議・庁議	事務局	
R 5	1			第 1 回知事協議 ←	基本的事項・スケジュール案等の検討	
	2					
	3		第 1 回			
R 6	4			第 2 回知事協議 ←	策定要綱・県民等からの意見聴取（調査）の検討	
	5	策定要綱の制定	第 2 回 ←	庁議		
	6					
	7		第 3 回 ←	第 3 回知事協議 ←	懇談会委員の検討、各種調査結果の整理	
	8			第 4 回知事協議 ←	時代の潮流ととちぎの課題等の整理	
	9	第 1 回懇談会 ←	第 4 回 ←			
	10		第 5 回			
	11		第 6 回			
	12		第 7 回			
	1		第 8 回 ←	第 5 回知事協議 ←	第 1 次素案の検討	
	2	第 2 回懇談会 ←				
	3				パブコメの実施	
R 7	4					
	5		未 定	第 6 回知事協議 ←	第 1 次素案の修正	
	6	第 3 回懇談会 ←				
	7					
	8	部会開催				
	9					
	10	部会開催			第 7 回知事協議 ←	第 2 次素案の検討
	11	第 4 回懇談会 ←				
	12					パブコメの実施
	1	第 5 回懇談会 ←			第 8 回知事協議 ←	最終案の検討
2	公表 ←			庁議		